

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン

1

策定の経緯

- 本市の放課後子ども総合プランは、放課後児童健全育成事業（厚生労働省所管）をベースに、放課後子供教室（文部科学省所管）を一体的に実施する事業です。平成20年度にスタートし、施設を増やししながら児童の受入れを拡大し、平成28年4月には市内全54小学校区での実施を実現しました。
- 平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度の開始に合わせ、国では技術的助言として「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設備及び運営に関する「全国的な標準仕様」が示されたところです。
- 一方、本市では、平成29年4月、プラン事業の利用者負担の導入等を規定した「長野市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例」を制定し、平成30年4月から施行することとしました。
- 利用者負担の導入について審議いただいた長野市社会福祉審議会から、プラン事業の統一的な実施のためガイドライン策定について意見が付されたこと、また、本市が平成26年に策定した「長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」では運営の詳細な事項までは規定していない状況です。
- ついては、事業の安定性・継続性を確保するため、実施場所における運営内容等の水準を明確にするとともに、運営の基本的な考え方及び各運営委員会の方針決定に関する統一的なプロセスを示すことを目的としたプラン事業の『ガイドライン』を策定することといたしました。

ガイドラインの目的

① 運営内容等の水準の明確化

⇒実施場所に求められる育成支援や体験活動等の提供、運営内容の水準を明確にします。

② 運営の基本的な考え方、運営方針の決定に関する統一的なプロセスを提示

⇒運営に関する基本的事項及び運営方針（おやつの提供、延長開館時間等）の決定に際して保護者要望を把握するなどのプロセスを示すこととします。



事業の安定性・継続性の確保

ガイドラインの構成(素々案)

第1章 総則

○趣旨 ○事業目的 ○基本的な配慮事項

第2章 基本的事項及び管理運営

○対象児童 ○運営の責任者 ○運営委員会 ○実施日 ○実施時間 ○実施時間の延長 ○運営規程
○帳簿 ○職員の知識及び技能の向上等 ○自己評価 ○苦情への対応

第3章 育成支援

○育成支援の基本 ○育成支援の内容 ○児童の健康管理 ○おやつの提供
○障害のある児童への対応 ○児童虐待が疑われる場合の対応 ○いじめ等の防止

第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供

○多様な体験活動、交流等の機会の提供 ○コーディネーター ○活動に際しての留意点

第5章 安全管理

○安全管理 ○事故及びけがの防止と対応 ○防火及び防犯対策

第6章 保護者、学校及び地域との連携

○保護者との連携 ○学校との連携 ○地域との連携

〈資料〉

○安全管理マニュアル ○様式集

策定のスケジュール(案)

	内 容	
29年7月	第1回 推進委員会	・諮問 ・ガイドライン(素々案)を提示
9月	第2回 推進委員会	・ガイドラン(素々案)の検討 ⇒事務局で(素案)作成
11月	第3回 推進委員会	・ガイドライン(素案)の検討 ⇒事務局で(案)作成
30年1月	第4回 推進委員会	・ガイドライン(案)の検討 ・答申 ⇒市においてガイドライン決定
2月～	市から事業者(館長・施設長を含む。)等へ配布・説明	
4月	ガイドライン適用	